

令和2年4月9日

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画（第4回）

《 期間：令和2年4月1日～令和7年3月31日までの5年間 》

【 行動計画 】

有給休暇取得の推進や仕事と子育ての両立等、職員が能力を十分に発揮できる制度等を整備することで、職員の満足度を上げ、働きやすい職場を創設することを目的に、次のように行動計画を策定する

【 目 標 】

1. 子の看護休暇・介護休暇が時間単位で取得できるよう法整備をおこなう
2. 令和7年3月31日までに出産や子育てによる退職者の再雇用制度を整備し、3名以上再雇用する
3. 令和5年3月31日までに従業員全員の所定外労働時間を月20時間以内とする
4. 妊娠中や産休・育休復帰後の女性職員のための相談窓口を設置する
5. 令和5年3月31日までに、年次有給休暇の取得日数を1人あたり平均年間8日以上、令和7年3月31日までに11日以上にする

以上